

第 8 号議案

2025年5月21日

第512回理事会

新型インフルエンザ等対策業務計画の変更について

2024年7月の新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定等に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等対策業務計画について、別紙1の通り一部変更を行い、別紙2の通り経済産業大臣を経由して内閣総理大臣へ報告するとともに、別紙3の通り本機関ウェブサイトにて公表する。

以 上

【添付資料】

別紙1：新型インフルエンザ等対策業務計画 新旧対照表

別紙2：経済産業大臣への報告文書

別紙3：本機関ウェブサイトの公表文

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
新型インフルエンザ等対策業務計画 (<u>2024</u>年<u>8</u>月<u>7</u>日) 電力広域的運営推進機関	新型インフルエンザ等対策業務計画 (<u>2025</u>年<u>5</u>月<u>21</u>日) 電力広域的運営推進機関

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）	
目次		目次	
第 1 編 総則	3	第 1 編 総則	3
第 1 節 本計画の目的		第 1 節 本計画の目的	
第 2 節 基本方針		第 2 節 基本方針	
第 3 節 業務計画の運用		第 3 節 業務計画の運用	
1. 業務計画の運用		1. 業務計画の運用	
2. 業務計画 <u>策定</u> の <u>前提</u> となる被害状況の想定		2. 業務計画 <u>運用</u> の <u>且安</u> となる被害状況の想定	
3. 業務計画の見直し		3. 業務計画の見直し	
第 2 編 実施体制	4	第 2 編 実施体制	4
第 1 章 平常時の体制	4	第 1 章 平常時の体制	4
第 1 節 新型インフルエンザ等発生への備え		第 1 節 新型インフルエンザ等発生への備え	
第 2 節 新型インフルエンザ等対策に係る教育・訓練		第 2 節 新型インフルエンザ等対策に係る教育・訓練	
第 2 章 発生時の体制	4	第 2 章 発生時の体制	4
第 1 節 新型インフルエンザ等対策体制		第 1 節 新型インフルエンザ等対策体制	
第 2 節 対策組織		第 2 節 対策組織	
第 3 節 本部の設置及び廃止		第 3 節 本部の設置及び廃止	
1. 本部の設置		1. 本部の設置	
2. 本部の設置基準及び設置手続き		2. 本部の設置基準及び設置手続き	
3. 本部の廃止		3. 本部の廃止	
4. 本部の設置及び廃止に関する本機関内連絡		4. 本部の設置及び廃止に関する本機関内連絡	
第 4 節 権限の行使		第 4 節 権限の行使	
1. 本部が設置された場合の業務の取扱い		1. 本部が設置された場合の業務の取扱い	
2. 本部が設置された場合の権限の行使等		2. 本部が設置された場合の権限の行使等	
第 5 節 本部の分掌		第 5 節 本部の分掌	
第 6 節 指令伝達及び情報連絡の経路		第 6 節 指令伝達及び情報連絡の経路	
第 7 節 情報収集、共有体制、関係機関との連携		第 7 節 情報収集、共有体制、関係機関との連携	
第 8 節 指揮命令系統の明確化		第 8 節 指揮命令系統の明確化	
1. 本部における意思決定等		1. 本部における意思決定等	
2. 本部長等の職務の代行等		2. 本部長等の職務の代行等	
第 9 節 平常時の体制への復帰		第 9 節 平常時の体制への復帰	
第 3 編 感染対策の検討・実施	6	第 3 編 感染対策の検討・実施	6
第 1 章 役職員等への感染予防及び事業所内での感染拡大防止のための措置	7	第 1 章 役職員等への感染予防及び事業所内での感染拡大防止のための措置	7
第 1 節 平常時の対策		第 1 節 平常時の対策	
第 2 節 発生時の対策		第 2 節 発生時の対策	
第 2 章 海外勤務、海外出張する役職員等への感染予防のための措置	<u>7</u>	第 2 章 海外勤務、海外出張する役職員等への感染予防のための措置	<u>8</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）	
第4編 重要業務の継続	<u>7</u>	第4編 重要業務の継続	<u>8</u>
第1章 発生時の人員計画に関する基本事項	8	第1章 発生時の人員計画に関する基本事項	8
第2章 重要業務の選定	8	第2章 重要業務の選定	8
第1節 業務分類		第1節 業務分類	
第2節 業務分類の選定方法		第2節 業務分類の選定方法	
1. 業務分類の基本的な考え方		1. 業務分類の基本的な考え方	
2. 業務遂行に当たっての要員確保の考え方		2. 業務遂行に当たっての要員確保の考え方	
3. 発生段階別の業務の縮小・ <u>停止</u>		3. 発生段階別の業務の縮小・ <u>中断</u>	
第5編 その他	<u>9</u>	第5編 その他	<u>10</u>
第1章 関係機関等との調整	<u>9</u>	第1章 関係機関等との調整	<u>10</u>
別表1 本部の設置基準と手続き		別表1 本部の設置基準と手続き	
別表2 本部組織		別表2 本部組織	
別表3 代行順位		別表3 代行順位	
別表4 指令伝達及び情報連絡の経路		別表4 指令伝達及び情報連絡の経路	

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
第 1 編 総則	第 1 編 総則
第 1 節 本計画の目的	第 1 節 本計画の目的
この新型インフルエンザ等対策業務計画（以下、「業務計画」）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」）第 9 条に基づき、新型インフルエンザ等発生時においても、役職員等の健康及び安全確保を最優先として、広域的な電気の安定供給のために電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」）が行うべき対応等の的確かつ迅速な実施を図ることを目的とする。	この新型インフルエンザ等対策業務計画（以下、「業務計画」）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」）第 9 条に基づき、新型インフルエンザ等発生時においても、役職員等の健康及び安全確保を最優先として、広域的な電気の安定供給のために電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」）が行うべき対応等の的確かつ迅速な実施を図ることを目的とする。
第 2 節 基本方針	第 2 節 基本方針
新型インフルエンザ等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、感染症法第 6 条第 8 項に規定する指定感染症（特措法第 1 4 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。）が発生した場合、役職員等の健康及び安全確保を大前提としたうえで、広域的な電気の安定供給のために必要な業務を<u>停止</u>することは許されず、適切な意思決定に基づき業務を継続することが求められる。 一方、新型インフルエンザ等発生時には、多くの役職員等が本人の罹患や家族の看病等のため休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した役職員等についても外出自粛を要請され、出勤できなくなることも考えられる。さらに、新型インフルエンザ等の感染拡大時には、業務に必要な資材やサービスの確保が困難になる可能性がある。 このため、役職員等の生命・健康を守りつつ、必要な事業を継続するため、職場における感染対策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小・<u>停止</u>し、真に必要な業務に資源を集中させることを基本として業務計画を策定する。	新型インフルエンザ等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、感染症法第 6 条第 8 項に規定する指定感染症（特措法第 1 4 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。）が発生した場合、役職員等の健康及び安全確保を大前提としたうえで、広域的な電気の安定供給のために必要な業務を<u>中断</u>することは許されず、適切な意思決定に基づき業務を継続することが求められる。 一方、新型インフルエンザ等発生時には、多くの役職員等が本人の罹患や家族の看病等のため休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した役職員等についても外出自粛を要請され、出勤できなくなることも考えられる。さらに、新型インフルエンザ等の感染拡大時には、業務に必要な資材やサービスの確保が困難になる可能性がある。 このため、役職員等の生命・健康を守りつつ、必要な事業を継続するため、職場における感染対策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小・<u>中断</u>し、真に必要な業務に資源を集中させることを基本として業務計画を策定する。
第 3 節 業務計画の運用	第 3 節 業務計画の運用
1. 業務計画の運用 この業務計画は、特措法及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」）に基づき運用する。	1. 業務計画の運用 この業務計画は、特措法及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」）に基づき運用する。
2. 業務計画<u>策定の前提</u>となる被害状況の想定 <u>政府行動計画における被害状況の想定では、新型インフルエンザ等が発生した場合、全人口の 2.5 % が罹患し、また、一つの流行の波が約 2 ヶ月続くと考えられている。</u> <u>本機関においても、政府行動計画の想定に基づき、役職員等本人の罹患や罹患した家族の看病等のため、役職員等の最大 4.0 % 程度が出勤できなくなることを想定した対応が求められる。</u>	2. 業務計画<u>運用の目安</u>となる被害状況の想定 <u>(削除)</u> <u>事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドラインでは、社会経済への影響の目安として、例えば、役職員等本人の罹患や罹患した家族の看病等により、従業員の最大 4.0 % 程度の欠勤を想定することが示されているため、本機関においても同程度の役職員等が出勤できなくなることを目安として想定の上、業務計画を運用する。</u>
3. 業務計画の見直し 新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、政府行動計画の変更が行われた場合、又は訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、業務計画の修正を行う。	3. 業務計画の見直し 新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、政府行動計画の変更が行われた場合、又は訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、業務計画の修正を行う。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
第2編 実施体制	第2編 実施体制
第1章 平常時の体制	第1章 平常時の体制
第1節 新型インフルエンザ等発生への備え	第1節 新型インフルエンザ等発生への備え
新型インフルエンザ等の発生に備え、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防・拡大防止のための留意事項・職員等の海外渡航状況等について迅速かつ適切な情報の収集・周知を行い、感染対策を十分に実施する。 また、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者として、常に継続が必要な業務及び発生段階に応じて事業の縮小や<u>停止</u>が可能な業務の選定を行い、それぞれの業務に必要な要員の確保に向けた検討を行う。 なお、関係する部署は、会員及び関係者等に対して、本機関の対応について説明会等を通じ、新型インフルエンザ等発生時の協力体制や業務の縮小・<u>停止</u>に対する対応等について相互理解を図る。	新型インフルエンザ等の発生に備え、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防・拡大防止のための留意事項・職員等の海外渡航状況等について迅速かつ適切な情報の収集・周知を行い、感染対策を十分に実施する。 また、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者として、常に継続が必要な業務及び発生段階に応じて事業の縮小や<u>中断</u>が可能な業務の選定を行い、それぞれの業務に必要な要員の確保に向けた検討を行う。 なお、関係する部署は、会員及び関係者等に対して、本機関の対応について説明会等を通じ、新型インフルエンザ等発生時の協力体制や業務の縮小・<u>中断</u>に対する対応等について相互理解を図る。
第2節 新型インフルエンザ等対策に係る教育・訓練	第2節 新型インフルエンザ等対策に係る教育・訓練
役職員等に対し、感染対策や発生時の対応について周知し、理解させるとともに、事業運営体制、連絡体制などがより有効に機能するよう、非常時を想定した教育・訓練等を行う。	役職員等に対し、感染対策や発生時の対応について周知し、理解させるとともに、事業運営体制、連絡体制などがより有効に機能するよう、非常時を想定した教育・訓練等を行う。
第2章 発生時の体制	第2章 発生時の体制
第1節 新型インフルエンザ等対策体制	第1節 新型インフルエンザ等対策体制
新型インフルエンザ等の国内発生のおそれがある場合、又は発生した場合に対処するための体制は、別表1による。	新型インフルエンザ等の国内発生のおそれがある場合、又は発生した場合に対処するための体制は、別表1による。
第2節 対策組織	第2節 対策組織
本機関は、新型インフルエンザ等に対応する対策組織（以下、「対策組織」）として、「新型インフルエンザ等警戒本部」及び「新型インフルエンザ等対策本部」（以下、総称して「本部」）をあらかじめ別表2のとおり定める。	本機関は、新型インフルエンザ等に対応する対策組織（以下、「対策組織」）として、「新型インフルエンザ等警戒本部」及び「新型インフルエンザ等対策本部」（以下、総称して「本部」）をあらかじめ別表2のとおり定める。
第3節 本部の設置及び廃止	第3節 本部の設置及び廃止
1. 本部の設置 国内外及び本機関内での新型インフルエンザ等の感染状況等を勘案し、必要に応じ、速やかに本部を設置する。	1. 本部の設置 国内外及び本機関内での新型インフルエンザ等の感染状況等を勘案し、必要に応じ、速やかに本部を設置する。
2. 本部の設置基準及び設置手続き 本部の設置基準及び設置手続きについては、別表1のとおりとする。	2. 本部の設置基準及び設置手続き 本部の設置基準及び設置手続きについては、別表1のとおりとする。

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
3. 本部の廃止 本部長は、国の対策本部が廃止されるなど新型インフルエンザ等の対策を行う必要性がなくなったと認めるときは、本部を廃止する。	3. 本部の廃止 本部長は、国の対策本部が廃止されるなど新型インフルエンザ等の対策を行う必要性がなくなったと認めるときは、本部を廃止する。
4. 本部の設置及び廃止に関する本機関内連絡 本部の設置及び廃止に関する本機関内連絡は、<u>別紙</u> 4 のとおりとする。	4. 本部の設置及び廃止に関する本機関内連絡 本部の設置及び廃止に関する本機関内連絡は、<u>別表</u> 4 のとおりとする。
第4節 権限の行使	第4節 権限の行使
1. 本部が設置された場合の業務の取扱い 本部が設置された場合、新型インフルエンザ等の対策に関する一切の業務は、本部のもとで行う。	1. 本部が設置された場合の業務の取扱い 本部が設置された場合、新型インフルエンザ等の対策に関する一切の業務は、本部のもとで行う。
2. 本部が設置された場合の権限の行使等 本部が設置された場合、本部長は、職制上の権限を行使して活発に新型インフルエンザ等の対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。 なお、権限外の事項については、行使後すみやかに所定の手続きをとる。	2. 本部が設置された場合の権限の行使等 本部が設置された場合、本部長は、職制上の権限を行使して活発に新型インフルエンザ等の対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。 なお、権限外の事項については、行使後すみやかに所定の手続きをとる。
第5節 本部の分掌	第5節 本部の分掌
本部は、別表 2 に定める事項について分掌し、必要な措置を講じる権限を有する。	本部は、別表 2 に定める事項について分掌し、必要な措置を講じる権限を有する。
第6節 指令伝達及び情報連絡の経路	第6節 指令伝達及び情報連絡の経路
本部が設置された場合の指令伝達及び情報連絡の経路は、別表 4 のとおりとする。	本部が設置された場合の指令伝達及び情報連絡の経路は、別表 4 のとおりとする。
第7節 情報収集、共有体制、関係機関との連携	第7節 情報収集、共有体制、関係機関との連携
国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報については、世界保健機関（WHO）等の国際機関、厚生労働省及び外務省等の政府機関、地方公共団体、各種事業者団体並びに会員から正確な情報を収集するように努めるとともに、必要に応じて、適切に情報交換等を行い、連携を図る。	国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報については、世界保健機関（WHO）等の国際機関、<u>内閣感染症危機管理統括庁、国立健康危機管理研究機構（J I H S）</u>、厚生労働省及び外務省等の政府機関、地方公共団体、各種事業者団体並びに会員から正確な情報を収集するように努めるとともに、必要に応じて、適切に情報交換等を行い、<u>新型インフルエンザ等対策に関する業務の実施に当たっても、必要に応じて</u>連携を図る。
第8節 指揮命令系統の明確化	第8節 指揮命令系統の明確化
1. 本部における意思決定等 業務上の意思決定者である本部長が罹患する場合も想定し、意思決定が滞ることがないように努める。	1. 本部における意思決定等 業務上の意思決定者である本部長が罹患する場合も想定し、意思決定が滞ることがないように努める。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
2. 本部長等の職務の代行等 発生時継続業務に携わる役員等については、感染リスクを極力抑えるような対策を講じるとともに、新型インフルエンザ等の対策活動に従事できない場合に備え、職務代行や意思決定の代替ルートをあらかじめ別表3のとおり定めておく。 なお、役員等の家族が罹患した場合、当該役員は濃厚接触者となるが、出勤せずに電話・メール等で職務執行が可能である場合には、代行者への引継ぎを行う必要はない。	2. 本部長等の職務の代行等 発生時継続業務に携わる役員等については、感染リスクを極力抑えるような対策を講じるとともに、新型インフルエンザ等の対策活動に従事できない場合に備え、職務代行や意思決定の代替ルートをあらかじめ別表3のとおり定めておく。 なお、役員等の家族が罹患した場合、当該役員は濃厚接触者となるが、出勤せずに電話・メール・<u>Web会議</u>等で職務執行が可能である場合には、代行者への引継ぎを行う必要はない。
第9節 平常時の体制への復帰	第9節 平常時の体制への復帰
国が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、対策組織は平常時の体制への移行を検討する。なお、引き続き、新型インフルエンザ等に関する情報収集を行い、流行の第二波に備えるものとする。	国が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、対策組織は平常時の体制への移行を検討する。なお、引き続き、新型インフルエンザ等に関する情報収集を行い、流行の第二波に備えるものとする。
第3編 感染対策の検討・実施	第3編 感染対策の検討・実施
第1章 役職員等への感染予防及び事業所内での感染拡大防止のための措置	第1章 役職員等への感染予防及び事業所内での感染拡大防止のための措置
役職員等への新型インフルエンザ等感染予防及び感染の拡大の防止のため、政府の新型インフルエンザ等に関する情報等を注視しつつ、その流行の度合いにより、必要に応じて以下の措置等を講ずる。	役職員等への新型インフルエンザ等感染予防及び感染の拡大の防止のため、政府の新型インフルエンザ等に関する情報等を注視しつつ、その流行の度合いにより、必要に応じて以下の措置等を講ずる。
第1節 平常時の対策	第1節 平常時の対策
1. 国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防及び感染の拡大の防止のための留意事項等についての情報を迅速かつ適切に周知する。	1. 国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防及び感染の拡大の防止のための留意事項（<u>マスクの着用、手洗い、うがい、検温等</u>）等についての情報を迅速かつ適切に周知する。
2. マスク、手袋、うがい薬、手指消毒剤等、感染予防・拡大防止のための物品を備蓄<u>する</u>。	2. マスク、手袋、うがい薬、手指消毒剤等、感染予防・拡大防止のための物品を備蓄<u>し、年1回の棚卸と必要に応じた更新を行う</u>。
3. 特措法第28条に基づき実施される特定接種等の対応について、政府行動計画等に基づき、登録を含む必要な措置を検討する。	3. 特措法第28条に基づき実施される特定接種等の対応について、政府行動計画等に基づき、登録を含む必要な措置を検討する。
第2節 発生時の対策	第2節 発生時の対策
1. 新型インフルエンザ等の型や感染力等の特徴や、国内外における発生・蔓延状況等の情報を収集し、適切な判断・行動をとるよう周知する。	1. 新型インフルエンザ等の型や感染力等の特徴や、国内外における発生・蔓延状況等の情報を収集し、適切な判断・行動をとるよう周知する。
2. 手洗い、うがいの励行や健康状態の自己把握に努めるよう指導<u>し</u>、38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状を有する役職員等に対しては、産業医等の意見も踏まえた適切な指導を実施する。	2. <u>マスクの着用</u>、手洗い、うがい、<u>検温等</u>の励行や健康状態の自己把握に努めるよう指導<u>する</u>。
3. うがい薬、手指消毒剤等<u>を各部に配付する</u>等感染拡大防止対策を実施する。	3. うがい薬、手指消毒剤等<u>の各部へ</u>の配付を実施する。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
<u>（新設）</u>	<u>4. W e b 会議の活用、対面会議時の対策（距離の確保、会議時間の短縮、会議室の消毒等）を実施する。</u>
<u>（新設）</u>	<u>5. 在宅勤務、時差出勤を活用する。</u>
<u>（新設）</u>	<u>6. 出張に関する要否判断を行う。</u>
<u>（新設）</u>	<u>7. 3 8 度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状を有する役職員等に対しては、産業医等の意見も踏まえた適切な指導を実施する。</u>
<u>（新設）</u>	<u>8. その他必要な対策を実施する。</u>
第 2 章 海外勤務、海外出張する役職員等への感染予防のための措置	第 2 章 海外勤務、海外出張する役職員等への感染予防のための措置
海外勤務、海外出張する役職員等及びその家族への感染を予防するため、政府の新型インフルエンザ等に関する情報等を注視しつつ、必要に応じて、新型インフルエンザ等発生地域に勤務する役職員等及びその家族の退避、発生地域への海外出張の禁止、発生地域からの帰国者の出勤禁止などの措置を検討し、実施する。	海外勤務、海外出張する役職員等及びその家族への感染を予防するため、政府の新型インフルエンザ等に関する情報等を注視しつつ、必要に応じて、新型インフルエンザ等発生地域に勤務する役職員等及びその家族の退避、発生地域への海外出張の禁止、発生地域からの帰国者の出勤禁止などの措置を検討し、実施する。
第 4 編 重要業務の継続	第 4 編 重要業務の継続
第 1 章 発生時の人員計画に関する基本方針	第 1 章 発生時の人員計画に関する基本方針
本機関は、役職員等の健康及び安全確保を最優先として、必要な業務を継続するため、適切な意思決定に基づき、新型インフルエンザ等対策に関する業務を優先的に実施するとともに、本機関が行うべき対応及び業務の継続に必要不可欠な業務を継続するために必要な人員を確保する。	本機関は、役職員等の健康及び安全確保を最優先として、必要な業務を継続するため、適切な意思決定に基づき、新型インフルエンザ等対策に関する業務を優先的に実施するとともに、本機関が行うべき対応及び業務の継続に必要不可欠な業務を継続するために必要な人員を確保する。
第 2 章 重要業務の選定	第 2 章 重要業務の選定
第 1 節 業務分類	第 1 節 業務分類
新型インフルエンザ等発生時における各種業務の仕分けや、業務を縮小・ <u>停止</u> する場合の勤務形態について検討する際には、個々の業務を実施する際の感染リスクも勘案する。	新型インフルエンザ等発生時における各種業務の仕分けや、業務を縮小・ <u>中断</u> する場合の勤務形態について検討する際には、個々の業務を実施する際の感染リスクも勘案する。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）																					
第２節　重要業務の選定方法		第２節　重要業務の選定方法																					
１．業務分類の基本的な考え方		１．業務分類の基本的な考え方																					
新型インフルエンザ等発生時において、役職員等の安全確保を最優先としつつ、優先して実施すべき重要な業務を次のとおり分類する。		新型インフルエンザ等発生時において、役職員等の安全確保を最優先としつつ、優先して実施すべき重要な業務を次のとおり分類する。																					
新型インフルエンザ等発生時対策業務（感染予防）及び政府行動計画や新型インフルエンザ等対策ガイドラインに示されている国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を「新型インフルエンザ等対策業務」とする。		新型インフルエンザ等発生時対策業務（感染予防 <u>等</u> ）及び政府行動計画や新型インフルエンザ等対策ガイドラインに示されている国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を「新型インフルエンザ等対策 <u>に関する重要業務</u> 」とする。																					
<u>上記以外に、業務の縮小・休止により国民生活及び国民経済の安定に与える影響の大きさや組織運営上の不可欠性等の観点から、事業継続に必要な不可欠な業務を「優先業務」とし、「新型インフルエンザ等対策業務」と合わせて「重要業務」とし、下表のとおり分類する。</u>		<u>(削除)</u>																					
なお、 <u>優先業務</u> に位置付けられないとしても、平時における業務そのものの重要性が否定されるものではない。		なお、 <u>「新型インフルエンザ等対策に関する重要業務」</u> に位置付けられないとしても、平時における業務そのものの重要性が否定されるものではない。																					
<table><tr><th colspan="2">業務分類</th><th>主な業務内容</th></tr><tr><td rowspan="3">常に継続が必要な業務 (重要業務)</td><td rowspan="2">新型インフルエンザ等対策業務</td><td>新型インフルエンザ等発生時対策業務<u>(感染予防等)</u></td></tr><tr><td>広域的な電気の安定供給の維持や緊急時対応、社会情勢を考慮し継続が必要な業務 ・需給監視・指示等に関する業務<u>(運用部)</u></td></tr><tr><td>優先業務</td><td>事態継続に必要な不可欠な業務 ・緊急時対応（総務・広報の実施する業務）</td></tr><tr><td colspan="2">縮小・<u>停止</u>が可能な業務</td><td>上記以外の業務</td></tr></table>		業務分類		主な業務内容	常に継続が必要な業務 (重要業務)	新型インフルエンザ等対策業務	新型インフルエンザ等発生時対策業務 <u>(感染予防等)</u>	広域的な電気の安定供給の維持や緊急時対応、社会情勢を考慮し継続が必要な業務 ・需給監視・指示等に関する業務 <u>(運用部)</u>	優先業務	事態継続に必要な不可欠な業務 ・緊急時対応（総務・広報の実施する業務）	縮小・ <u>停止</u> が可能な業務		上記以外の業務	<table><tr><th>業務<u>区分</u></th><th>主な業務内容</th></tr><tr><td rowspan="3"><u>新型インフルエンザ等対策に関する重要業務（事業継続計画に定める優先継続業務）</u></td><td>新型インフルエンザ等発生時対策業務 ・感染予防<u>をはじめとする事業継続計画に定める強化・拡充業務</u></td></tr><tr><td>広域的な電気の安定供給の維持や緊急時対応、社会情勢を考慮し継続が必要な業務 ・需給監視・指示等に関する業務<u>をはじめとする事業継続計画に定める一般継続業務</u></td></tr><tr><td>縮小・<u>中断</u>業務</td></tr><tr><td>縮小・<u>中断</u>業務</td><td>上記以外の業務</td></tr></table>		業務 <u>区分</u>	主な業務内容	<u>新型インフルエンザ等対策に関する重要業務（事業継続計画に定める優先継続業務）</u>	新型インフルエンザ等発生時対策業務 ・感染予防 <u>をはじめとする事業継続計画に定める強化・拡充業務</u>	広域的な電気の安定供給の維持や緊急時対応、社会情勢を考慮し継続が必要な業務 ・需給監視・指示等に関する業務 <u>をはじめとする事業継続計画に定める一般継続業務</u>	縮小・ <u>中断</u> 業務	縮小・ <u>中断</u> 業務	上記以外の業務
業務分類		主な業務内容																					
常に継続が必要な業務 (重要業務)	新型インフルエンザ等対策業務	新型インフルエンザ等発生時対策業務 <u>(感染予防等)</u>																					
		広域的な電気の安定供給の維持や緊急時対応、社会情勢を考慮し継続が必要な業務 ・需給監視・指示等に関する業務 <u>(運用部)</u>																					
	優先業務	事態継続に必要な不可欠な業務 ・緊急時対応（総務・広報の実施する業務）																					
縮小・ <u>停止</u> が可能な業務		上記以外の業務																					
業務 <u>区分</u>	主な業務内容																						
<u>新型インフルエンザ等対策に関する重要業務（事業継続計画に定める優先継続業務）</u>	新型インフルエンザ等発生時対策業務 ・感染予防 <u>をはじめとする事業継続計画に定める強化・拡充業務</u>																						
	広域的な電気の安定供給の維持や緊急時対応、社会情勢を考慮し継続が必要な業務 ・需給監視・指示等に関する業務 <u>をはじめとする事業継続計画に定める一般継続業務</u>																						
	縮小・ <u>中断</u> 業務																						
縮小・ <u>中断</u> 業務	上記以外の業務																						
２．業務遂行に当たっての要員確保の考え方		２．業務遂行に当たっての要員確保の考え方																					
当該業務に必要な最小の要員により、業務を遂行することを基本とし、勤務形態の変更等により確保する。なお、交代要員は感染者が発生した場合に備え、連絡体制を維持する。		当該業務に必要な最小の要員により、業務を遂行することを基本とし、勤務形態の変更等により確保する。なお、交代要員は感染者が発生した場合に備え、連絡体制を維持する。																					
３．発生段階別の業務の縮小・ <u>停止</u>		３．発生段階別の業務の縮小・ <u>中断</u>																					
勤務体制の変更、業務の縮小・ <u>停止</u> については、原則、下表の基本的考え方に基づき、本部において決定し、実施するものとする。		勤務体制の変更、業務の縮小・ <u>中断</u> については、原則、下表の基本的考え方に基づき、本部において決定し、実施するものとする。																					
ただし、感染状況に応じて、国の発生段階に関わらず、本部の指示に基づき、勤務体制の変更や業務の縮小・ <u>停止</u> を判断し、臨機に対応する。		ただし、感染状況に応じて、国の発生段階に関わらず、本部の指示に基づき、勤務体制の変更や業務の縮小・ <u>中断</u> を判断し、臨機に対応する。																					

変 更 前 (変更点に下線)

発生段階		前段階	第一段階	第二段階	第三段階			第四段階
		未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内拡大期	まん延期	回復期	小康期
<u>感染スピード</u> <u>(目安)</u>		＝	<u>0～</u>	<u>2週間後</u> ＝	<u>4週間後</u> ＝	<u>6週間後</u> ＝	<u>8週間後</u> ＝	＝
本機関内想定 欠勤率		＝	＝	<u>0～</u>	<u>約25%</u>	<u>約40%</u>	<u>約25%</u>	<u>数%</u>
本機関内体制 (対策組織)		＝	<u>警戒本部</u>	<u>対策本部</u>				
業務 区分	重要業務	<u>通常通り</u>			<u>業務継続</u>		<u>通常通り</u>	
	縮小・ <u>停止業務</u>	<u>通常通り</u>	<u>停止準備</u> <u>(一部)</u>	<u>社会情勢を踏まえて縮小・停止</u>				<u>順次再開</u>

第5編 その他

第1章 関係機関等との調整

業務遂行上関係のある会員、関係省庁、その他の関係機関との連携を図る観点から、必要がある場合には、積極的に調整を行い、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

(別表 1) 本部の設置基準と手続き

名称	設置基準	設置手続き及び本部長
新型インフルエンザ等 警戒本部	・国が「 <u>第一段階（海外発生期）</u> 」 への移行を宣言する場合（海外で 新型インフルエンザ等が発生した 場合）	総務部長が上申し、事務局長が決定。 事務局長が本部長となる。
新型インフルエンザ等 対策本部	・国が「 <u>第二段階（国内発生早期）</u> 」 への移行を宣言する場合（国内で 新型インフルエンザ等が発生した 場合） ・海外で新型インフルエンザ等が 発生し、かつ本機関 役職員等が海外で 罹患した場合	総務部管掌理事が理事長に上申し決定。 ただし、警戒本部が設置されている場合は、 警戒本部長が決定。理事長が本部長となる。

本部の設置基準は、原則として、上表のとおりとする。ただし、新型インフルエンザ等の地理的な
 広がり、感染者数の増加等の状況に応じて、必要と認められる場合は、警戒本部又は対策本部を設
 置する場合がある。

変 更 後 (変更点に下線)

発生段階	<u>準備期</u>	<u>初動期</u>	<u>対応期</u>			
			<u>封じ込めを 念頭に対応 する時期</u>	<u>病原体の性 状等に対応 する時期</u>	<u>ワクチンや治 療薬等により 対応力が高ま る時期</u>	<u>特措法によら ない一般的な 感染症対策へ 移行する時期</u>
本機関内想定 欠勤率 <u>(目安)</u>	<u>二</u>	<u>0～</u>	<u>最大40％程度</u>			<u>数％</u>
本機関内体制 (対策組織)	<u>二</u>	<u>警戒本部</u>	<u>対策本部</u>			
業務 区分	<u>新型インフ ルエンザ等 対策に関す る重要業務</u>	<u>通常通り</u>		<u>業務継続</u>		<u>通常通り</u>
	<u>縮小・ 中断業務</u>	<u>通常通り</u>	<u>中断準備 (一部)</u>	<u>社会情勢を踏まえて縮小・中断 (在宅勤務の推奨により対応可能な業務 を除く)</u>		<u>順次再開</u>

第5編 その他

第1章 関係機関等との調整

業務遂行上関係のある会員、関係省庁、その他の関係機関との連携を図る観点から、必要がある場合には、積極的に調整を行い、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

(別表 1) 本部の設置基準と手続き

名称	設置基準	設置手続き及び本部長
新型インフルエンザ等 警戒本部	<u>新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合（政府行動計画に定める「初動期」）</u>	総務部長が上申し、事務局長が決定。事務局長が本部長となる。
新型インフルエンザ等 対策本部	<u>政府対策本部が設置され、基本的対処方針に基づく政策が実行された場合（政府行動計画に定める「対応期」）</u>	総務部管掌理事が理事長に上申し決定。ただし、警戒本部が設置されている場合は、警戒本部長が決定。理事長が本部長となる。

本部の設置基準は、原則として、上表のとおりとする。ただし、新型インフルエンザ等の地理的な拡がり、感染者数の増加等の状況に応じて、必要と認められる場合は、警戒本部又は対策本部を設置する場合がある。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）				変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）			
（別表２）本部組織				（別表２）本部組織			
	<u>警戒本部</u>	対策本部			警戒本部	対策本部	
役職	本機関の担当者／主担当部門		役割	役職	本機関の担当者／主担当部門		役割
本部長	事務局長	理事長	①対応組織の設置・解散 ②対策等に係る意思決定	本部長	事務局長	理事長	①対応組織の設置・解散 ②対策等に係る意思決定
副本部長	総務部長	各理事	①本部長の補佐	副本部長	総務部長	各理事	①本部長の補佐
本部班	総務部 （班長：事務局長）		①対策組織の統括 ②要員確保 ③本機関内対応 ④官公庁等対応 ⑤報道機関対応 ⑥役職員の安否確認 ⑦会員への情報提供 ⑧医薬品等の確保	本部班	総務部 （班長：事務局長）		①対策組織の統括 ②要員確保 ③本機関内対応 ④官公庁等対応 ⑤報道機関対応 ⑥役職員の安否確認 ⑦会員への情報提供 ⑧医薬品等の確保
需給班	運用部 （班長：運用部長）		需給対応	需給班	運用部 （班長：運用部長）		需給対応
渉外班	企画部 （班長：企画部長）		渉外対応	渉外班	企画部 （班長：企画部長）		渉外対応
情報班	需給計画部 系統計画部 （班長：需給計画部長）		国との情報連携対応	情報班	需給計画部 系統計画部 （班長：需給計画部長）		国との情報連携対応
（別表３）代行順位				（別表３）代行順位			
本部	上申者		発令者・本部長	本部	上申者		発令者・本部長
警戒本部	第１代行：運用部長 第２代行：需給計画部長 第３代行：系統計画部長 第４代行：企画部長 第５代行：再生可能エネルギー・国際部長		第１代行：総務部を管掌する理事 第２代行：運用部を管掌する理事 第３代行：需給計画部を管掌する理事 第４代行：系統計画部を管掌する理事 第５代行：企画部を管掌する理事	警戒本部	第１代行：運用部長 第２代行：需給計画部長 第３代行：系統計画部長 第４代行：企画部長 第５代行：再生可能エネルギー・国際部長		第１代行：総務部を管掌する理事 第２代行：運用部を管掌する理事 第３代行：需給計画部を管掌する理事 第４代行：系統計画部を管掌する理事 第５代行：企画部を管掌する理事
対策本部	第１代行：運用部を管掌する理事 第２代行：需給計画部を管掌する理事 第３代行：系統計画部を管掌する理事 第４代行：企画部を管掌する理事 第５代行：再生可能エネルギー・国際部を管掌する理事		第１代行：総務部を管掌する理事 第２代行：運用部を管掌する理事 第３代行：需給計画部を管掌する理事 第４代行：系統計画部を管掌する理事 第５代行：企画部を管掌する理事	対策本部	第１代行：運用部を管掌する理事 第２代行：需給計画部を管掌する理事 第３代行：系統計画部を管掌する理事 第４代行：企画部を管掌する理事 第５代行：再生可能エネルギー・国際部を管掌する理事		第１代行：総務部を管掌する理事 第２代行：運用部を管掌する理事 第３代行：需給計画部を管掌する理事 第４代行：系統計画部を管掌する理事 第５代行：企画部を管掌する理事

変 更 前 (変更点に下線)

(別表４) 指令伝達及び情報連絡の経路

```
graph TD; subgraph Agency ["本機関 (警戒本部／対策本部)"]; BO[本部長] <-.->|補佐| PO[副本部長]; BO -->|指揮命令| CM[指揮命令]; CM --> BB[本部班]; CM --> NB[需給班]; CM --> SB[渉外班]; CM --> IB[情報班]; BB -.-> BB_in[本機関内各部]; end; BB_in -.-> EC[経済産業省]; BB_in -.-> HL[厚生労働省]; BB_in -.-> RK[報道機関]; BB_in -.-> H[会員]; BB_in -.-> OR[その他関係者];
```

変 更 後 (変更点に下線)

(別表４) 指令伝達及び情報連絡の経路

```
graph TD
    subgraph Agency [本機関 警戒本部／対策本部]
        Chief[本部長]
        Deputy[副本部長]
        Asst[補佐]
        Chief -.-> Deputy
        Chief -.-> Asst
        Chief --> Command[指揮命令]
        Command --> MainClass[本部班]
        Command --> SupplyClass[需給班]
        Command --> ExternalClass[渉外班]
        Command --> InfoClass[情報班]
        MainClass -.-> InternalDiv[本機関内各部]
        InfoClass -.-> InternalDiv
    end
    MainClass -.-> EC[経済産業省]
    MainClass -.-> HL[厚生労働省]
    MainClass -.-> Media[報道機関]
    MainClass -.-> Members[会員]
    MainClass -.-> Others[その他関係者]
    InfoClass -.-> EC
    InfoClass -.-> HL
    InfoClass -.-> Media
    InfoClass -.-> Members
    InfoClass -.-> Others
```

(別紙2)

広域総第2025-061号
2025年5月21日

経済産業大臣
武 藤 容 治 殿

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力
〒135-0061 東京都江東区豊洲 6-2-15

新型インフルエンザ等対策業務計画の変更に係る報告について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第9条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等対策業務計画について、別添のとおり変更いたしましたので、法令の規定に基づく内閣総理大臣への報告につきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

以 上

(別添)

- ・ 新型インフルエンザ等対策業務計画

更新日：2025 年 5 月 21 日

新型インフルエンザ等対策業務計画の変更について

本機関は、2024 年 7 月の新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定等に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等対策業務計画について、一部変更を行い、2025 年 5 月 21 日付で経済産業大臣を経由して内閣総理大臣へ報告しました。主な変更点は、以下のとおりです。

1. 2024 年 7 月の新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に伴う変更
2. 事業継続計画（BCP）に平仄を合わせることに伴う変更
3. その他の変更（平常時及び新型インフルエンザ等発生時における感染予防・感染拡大防止のための対策の追加）

[・新型インフルエンザ等対策業務計画新旧対照表 !\[\]\(2c3352433bff267ed8ae00945ed009eb_img.jpg\) \(**KB\)](#)